

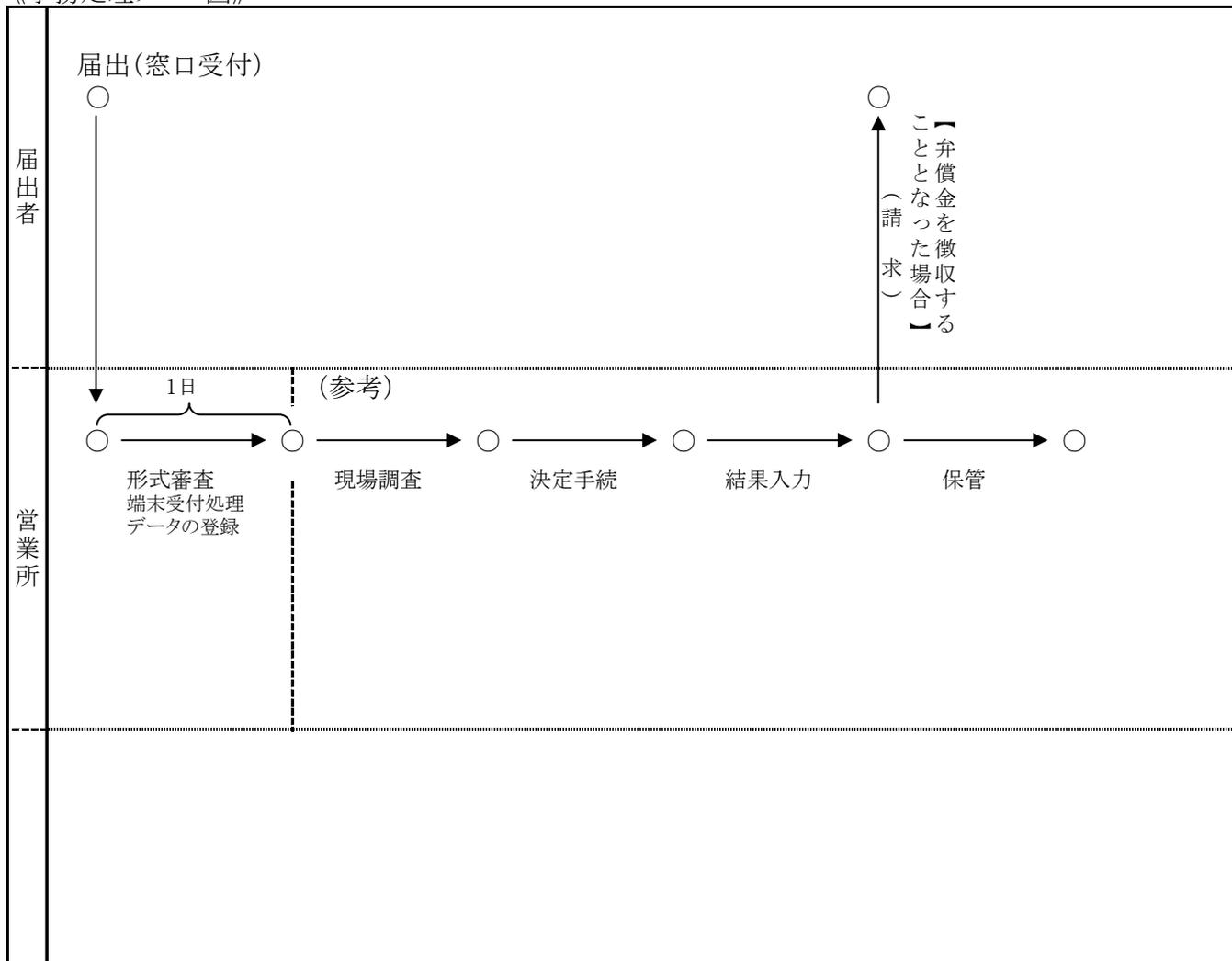
事務処理フロー図

事務名	メータの損傷・亡失の届出
根拠法令	東京都給水条例第19条

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話03-5320-6427

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	届出のあった水道所在地における使用状況等を端末機で確認します。
2	端末受付処理、データの登録	端末機で受付処理を行い、届出の内容をデータベースに登録します。
	(参考)	
	現場調査	提出された届出書の内容等に基づき、現場調査によりお客さま等から事情を聴取し、弁償金等を徴収すべきかを判断します。
	決定手続	調査結果について決定します。
	結果入力	調査した結果をデータベースに登録します。
	(請求)	【弁償金を徴収することとなった場合】 請求書の送付又は窓口にて納入通知します。
	保管	届出書を保管します。